

●病院に関する主な申請・届出 【病院に係る申請・届出等については、高崎市保健所を経由し、群馬県医務課宛て送付します。】

		手続内容				説 明
		提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	
新 規 開 設		病院開設許可申請書 (別記様式第4号(県様式)) 【病院開設許可手数料：41,000円】 (群馬県収入証紙による)	事前に群馬県にお問い合わせ下さい。	2部 (※注)	事前 (要確認)	○提出書類や提出時期等については、事前に群馬県にお問い合わせ下さい。 ○病院開設許可後に別途「施設使用許可」が必要です。 【施設使用前検査手数料：43,000円(実地検査)】 [開設許可→施設使用許可→開設後届]
		病院開設後届 (別記様式第9号(県様式))	・管理者(医師・歯科医師)の免許証及び臨床研修修了登録証の写し ・有資格者の免許証の写し	2部 (※注)	開設後 (10日以内)	○事前に「病院開設許可」及び「施設使用許可」が必要です。
変 更	①開設者の住所(所在地)、氏名(名称) ②施設の名称 ③診療科目 ④開設者に係る他施設の開設等の状況 ⑤病床数(減床に限る) ⑥定款、寄附行為、条例 ⑦病院に係る公共用水域への汚水排出方法等	病院開設許可事項一部変更届 (別記様式第11号(県様式))	①、②及び④の場合 ・法人の場合にあつては登記事項証明書 ⑤の場合 ・変更前後の平面図 ⑥の場合 ・変更前後の定款、寄附行為又は条例並びに新旧対照表 ※その他必要な書類	2部 (※注)	変更後 (10日以内)	○開設主体を変更する場合は、廃止及び新規開設の手続が必要です。 ○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地処分変更証明書等」を添付して下さい。 ○病床数(減床に限る)の変更の場合は、事前に「建物の構造概要、平面図の変更許可」が必要です。 ○医療法人にあつては、①、②、④及び⑥に係る変更の場合には、定款変更の手続が終了している必要があります。
	・管理者の住所、氏名	病院開設後届出事項一部変更届 (別記様式第11号(県様式))	・新任者の免許証の写し ・履歴書	2部 (※注)	変更後 (10日以内)	○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地処分変更証明書等」を添付して下さい。 ※管理者は医療法人の理事就任が必須です。
	①開設の目的、維持の方法 ②従業員定員 ③敷地面積、敷地平面図 ④建物の構造概要、平面図 ⑤病床数、病床の種類ごとの病床数及び各病室の病床数	病院開設許可事項一部変更許可申請書 (別記様式第7号(県様式))	③及び④の場合 ・変更前後の平面図 ・建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合) ・土地及び建物の登記事項証明書(原本)(登記が必要な場合) ・土地及び建物の賃貸借契約書の写し(賃貸借契約を結ぶ場合) ※その他必要な書類 ⑤の場合 ・各病室の病床数等を記載した変更前後の平面図 ※その他必要な書類	2部 (※注)	事前 (3週間前まで)	○医療法人にあつては、①に係る変更の場合には、定款変更の手続が終了している必要があります。 ○④及び⑤に係る変更にあつては、「施設使用許可」が必要な場合があります。 【施設使用前検査手数料：43,000円(実地検査)】 【施設使用前検査手数料：10,000円(自主検査)】
休 止	病院休止届 (別記様式第12号(県様式))	—	2部 (※注)	休止後 (10日以内)		
廃 止	病院廃止届 (別記様式第12号(県様式))	—	2部 (※注)	廃止後 (10日以内)	○診療用エックス線装置がある場合は、別途装置廃止の手続が必要です。	
開設者の死亡・失そう	病院開設者死亡(失そう)届 (別記様式第14号(県様式))	—	2部 (※注)	死亡(失そう)後 (10日以内)	○戸籍法の規定による死亡又は失そうの届出義務者が届け出て下さい。	
再 開	病院再開届 (別記様式第13号(県様式))	—	2部 (※注)	再開後 (10日以内)		

		手続内容				説明
		提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	
放射線装置	設置	診療用エックス線装置設置届 (別記様式第21号(県様式))	<ul style="list-style-type: none"> ・エックス線室、隣接室及び上下階の室を明示した平面図及び側面図 ・エックス線防護図 ・管理区域を明示したエックス線関係室の平面図 ・漏洩線量測定報告書 ※その他必要な書類	2部 (※注)	設置後 (10日以内)	○病院の新規開設等により、新たに装置を設置した場合。
	変更	診療用エックス線装置等変更届 (別記様式第28号(県様式))	<ul style="list-style-type: none"> ・エックス線室、隣接室及び上下階の室を明示した変更前後の平面図及び側面図 ・エックス線防護図 ・管理区域を明示したエックス線関係室の平面図 ・漏洩線量測定報告書 ※その他必要な書類	2部 (※注)	変更後 (10日以内)	○装置を更新、追加、又は廃止する場合。 ※装置を全て廃止する場合は、「診療用エックス線装置廃止届」になります。
	廃止	診療用エックス線装置等廃止届 (別記様式第29号(県様式))	<ul style="list-style-type: none"> ・エックス線室、隣接室及び上下階の室を明示した廃止前後の平面図 	2部 (※注)	廃止後 (10日以内)	○病院の廃止等により、装置を全て廃止する場合。

※注 控えが必要な場合は、1部余分に作成し提出時にお持ち下さい。

郵送による提出で控えが必要な場合は、必ず控え分と併せ切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。